

## 「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」（案）について

## 1. 位置づけ

- (1) 「PPP/PFI 手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各省庁及び人口 20 万人以上の地方公共団体（181 団体）等の数を 2016 年度末までに 100%」<sup>1</sup>という目標達成に向けて、地方公共団体が、地域の実情を踏まえ、優先的検討規程を定める際の参考として作成するもの。
- (2) 「策定の手引」は、次に掲げるもので構成。
- ① 指針
  - ② 指針の解説
  - ③ 優先的検討規程のひな形
  - ④ 簡易な検討の計算表
- (3) 個別の事業特性を踏まえる必要がある事項（対象事業、簡易な検討の方法等）については各省庁のガイドラインが補完。
- (4) 次の①から③を満たす制度を既に有する地方公共団体は、新たな優先的検討規程の策定は不要。
- ① 明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと
  - ② 客観的な基準により PPP/PFI 手法導入の適否を評価すること
  - ③ 評価の結果、PPP/PFI 手法導入に適しないとした場合、その評価内容を公表すること

---

<sup>1</sup> 経済・財政再生アクション・プログラム（平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議）

## 2. 「策定の手引」の内容

### (1) 対象事業

次の①及び②を満たすものを対象事業とする。

- ① 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる  
公共施設整備事業
  - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
  - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- ② 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
  - ア 事業費の総額が10億円以上
  - イ 単年度の運営費が1億円以上

### (2) 対象事業の例外

- ① 既にPPP/PFI手法、市場化テストの導入が前提とされている事業
- ② 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
- ③ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業

### (3) 簡易な検討及び詳細な検討の両方を省略できる場合

当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、PPP/PFI手法（例えば指定管理者制度）の導入が適切であると認められる場合、簡易な検討及び詳細な検討の両方を省略し、PPP/PFI手法の導入を決定。

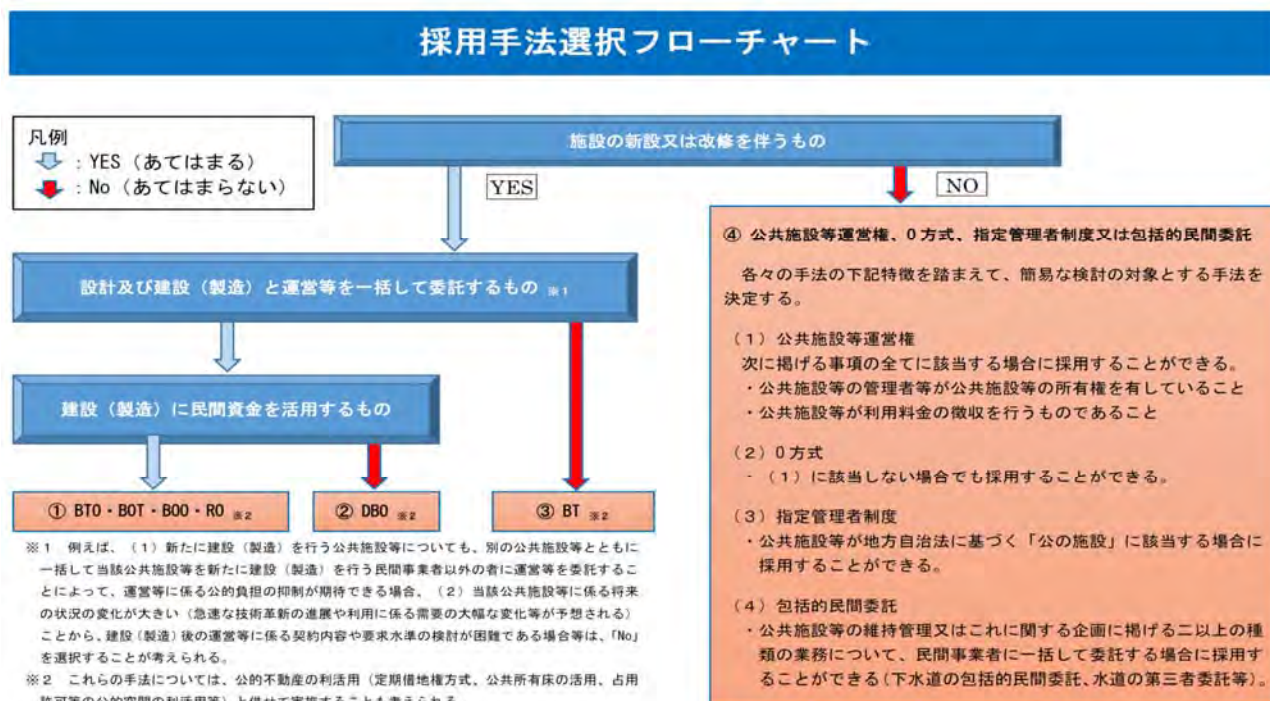
### (4) 簡易な検討を省略できる場合

- ① 「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」の対象である次に掲げる事業におけるBT0方式
  - ア 施設整備業務の比重の大きい事業
  - イ 運営等の業務内容が定型的な事業
- ② 民間提案がある場合であって、客観的な評価により導入が有利とされているPPP/PFI手法

## (5) 簡易な検討、詳細な検討

### ① 簡易な検討の対象となる PPP/PFI 手法

下記フローチャートで絞り込みを行った PPP/PFI 手法について簡易な検討を実施。



### ② 簡易な検討の際に考慮する費用等

PPP/PFI 手法毎に考慮する費用等は以下のとおり。

	① BTO・BOT・BOO・RO		② DBO		③ BT		④ 公共施設等運営権・0方式・指定管理者制度・包括的民間委託	
	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI
公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	○	○	○	○	○	○	—	—
公共施設等の運営等の費用	○	○	○	○	—	—	○	○
利用料金収入	事案による	事案による	事案による	事案による	—	—	事案による（公共施設等運営権方式の場合必須）	事案による（公共施設等運営権方式の場合必須）
資金調達に要する費用	○	○	○ (官が調達)	○ (官が調達)	○ (官が調達)	○ (官が調達)	—	—
調査に要する費用	—	○	—	○	—	○	—	※
税金 (SPCに係るもの)	—	○	—	○	—	—	—	※
民間事業者の適正な利益及び配当 (税引後損益) (SPCに係るもの)	—	○	—	○	—	—	—	※

※公共施設等運営権方式及び0方式の場合は計上することが必要な費用

### ③ 簡易な検討

#### ア 費用総額の比較による評価

②の各 PPP/PFI 毎に考慮する必要がある費用等について、次に掲げる数値を「簡易な検討の計算表」にインプットすれば、自動的に VFM が計算される。

なお、費用等については民間事業者へのヒアリングや過去実績を参照して地方公共団体がインプットすることとしているが、既定値を使用することも可能。

項目	従来型手法	PPP/PFI 手法
PPP/PFI 手法の類型		フローチャート等により絞り込んだ PPP/PFI 手法
整備等費用	基本構想、基本計画等において想定されている費用	従来型手法の費用に一定の削減率（既定値は 10%）を乗じて算出
運営等費用	同上	従来型手法の費用に一定の削減率（既定値は 10%。指定管理者制度は 6%。）を乗じて算出
利用料金収入	基本構想、基本計画等において想定されている費用	従来型手法の収入に一定の増加率（既定値は 10%。指定管理者制度は 2%。）を乗じて算出
資金調達費用	・整備費に対する補助金（交付金）、起債、一般財源の割合 ・起債金利（既定値は 1.3%）、償還期間、償還方法（元利均等、元金均等、期限一括）	・整備費に対する補助金（交付金）、起債、一般財源、民間資金の割合 ・借入金利（既定値は公共に+0.5%ポイント）、借入期間、償還方法（同左）
民間事業者の利益		EIRR が一定（既定値は 5%）以上となるよう自動調整
調査等費用		適切な値（既定値は 2,500~6,000 万円）
税金		法人実効税率（既定値は 32.11%）
運営期間	基本構想、基本計画等において想定されている期間	
割引率	適切な値（既定値は 2.6%）	

## イ その他の方法による評価

公共施設等運営権方式、収益施設の併設又は活用等事業収入等で費用を回収する PFI 事業等については、民間事業者へのヒアリングや提案募集等により評価。

### ④ 詳細な検討

コンサルタントに委託するなどにより要求水準やリスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用比較を実施。

## (6) 結果の公表及び国によるフォローアップ

- ① 費用総額の比較による評価の結果（「PPP／PFI 手法簡易定量評価調書」及び根拠）又はその他の方法による評価の結果をインターネット上で公表。
- ② 国は、各省庁、地方公共団体及び公共法人に対して優先的検討の実施状況等について調査を行い、その結果をインターネット上で公表。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

- (1) 3月15日 : PFI 推進委員会にて調査審議
- (2) 3月中 : 「策定の手引」を地方公共団体に通知（情報提供）
- (3) 4月～ : 全国の主要都市において説明会を開催  
: 様々なセミナー等の機会を利用し、説明を実施  
(4月及び5月に3件実施予定)
- (4) 6月以降随時 : 優先的検討指針部会を設置し、「運用の手引」の調査審議
- (5) 12月中目途 : 「運用の手引」を地方公共団体に通知（情報提供）
- (6) 平成28年度末 : 内閣府から地方公共団体等へ優先的検討の策定状況をフォローアップし、優先的検討指針部会へ報告した後、公表。必要に応じて「策定の手引」又は「運用の手引」を改正。